

○イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動

別表第一号から第五号までに掲げる貨物若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品(以下「貨物等」という。)のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体(政府機関及び政府関係機関を含む。)に対する供給、販売、移転、提供又は当該貨物等のイランにおける製造、維持若しくは使用

別表

一. 輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄(一)に掲げる銃砲のうち、加農砲、榴弾砲、加農砲若しくは榴弾砲の特性を兼ね備えた火砲、迫撃砲又は多連装発射ロケットシステムであって、七十五ミリメートル以上の口径を有し、主に間接照準射撃により地上目標を攻撃できるもの

二. 輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄(二)に掲げる爆発物又はこれらを発射する装置のうち、次に掲げるもの

(一)誘導又は非誘導ロケット及び弾道又は巡航ミサイルであって、弾頭又は破壊兵器を搭載する能力を有し、二十五キロメートル以上の射程を有するもの、これらのロケット又はミサイルを発射するために特に設計又は改造されたもの、並びにこれらのミサイルの特徴を有する遠隔操作機(前号及び次号から第五号に掲げるもの並びに地对空ミサイルを除く。)

(二)携帯式地对空ミサイル(MANPADS)

三. 輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄(七)に掲げる軍用車両のうち、次に掲げるもの

(一)高度路外機動力及び高度自己防衛能力を有する装軌式又は装輪式自走装甲戦闘車両であって、空車重量が十六.五トン以上あり、口径が七十五ミリメートル以上の高初速度直接照準主火砲を装備したもの

(二)装甲防護を施した、路外走行能力を有する装軌式、半装軌式又は装輪式自走車両であって、四人以上の歩兵分隊輸送用に設計及び設備されたもの又は口径十二.五ミリメートル以上の兵器若しくはミサイル・ランチャーを一体式若しくは固有装備したもの

四. 輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄(八)に掲げる軍用船舶のうち、次に掲

げるもの

(一) 基準排水量五百トン以上の船舶又は潜水艦であって、兵装又は軍事用の装備を施したもの

(二) 基準排水量五百トン未満の船舶又は潜水艦であって、二十五キロメートル以上の射程を有するミサイル又はこれと同等の射程の魚雷の発射機能を装備するもの

五. 輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄(九)に掲げる軍用航空機のうち、次に掲げるもの

(一) 固定翼又は可変形態翼の有人航空機であって、誘導ミサイル、非誘導ロケット、爆弾、火器、火砲その他の破壊兵器を使用して目標攻撃できるように設計、装備又は改造されているもの(これらの航空機の派生型であって、電子戦、防空制圧又は偵察専門の任務を果たすものを含むが、主に訓練用航空機として開発されたもので、上述の設計、装備又は改造されていないものを除く。)

(二) 固定翼又は可変形態翼の無人航空機であって、誘導ミサイル、非誘導ロケット、爆弾、火器、大砲その他の破壊兵器を使用して目標攻撃できるように設計、装備又は改造されているもの(主に訓練用航空機として開発されたもので、上述の設計、装備又は改造されていないものを除く。)

(三) 対機甲、空対地、空対水中又は空対空の、誘導又は非誘導兵器を以て標的を射撃できるよう設計、装備又は改造された回転翼の有人航空機であって、これら兵器の統合射撃統制及び照準システムを有するもの(偵察又は電子戦専門の任務を果たすこれら航空機の派生型を含む。)

(四) 対機甲、空対地、空対水中又は空対空の、誘導又は非誘導兵器を以て標的を射撃できるよう設計、装備又は改造された回転翼の無人航空機であって、これら兵器の統合射撃統制及び照準システムを有するもの